

事業計画書

(2022年1月1日から2022年12月31日)

(趣旨)

一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的とする。

(奨学金支給事業計画)

(1) 児童養護施設入所者を対象とした奨学金支給

①対象者

2022年3月1日現在、愛知県内の児童養護施設等に入所しており、2022年4月に大学へ進学する者

②支給人数

4年生大学進学者 2名程度

③支給額

月額 50,000 円 年額 600,000 円。

特別な場合を除いて返済の義務なし。

支給年数は最長4年間とする、ただし、奨学生として相応しくないと

判断された場合には、奨学金の支給を中止する。

(2) 愛知県内の高校生を対象とした奨学金支給

①対象者

愛知県内の高等学校に在学し、学習意欲があり、人物・学業ともに優秀で、かつ心身健康であるが、学費が十分でないと認められる者

②支給人数

8名程度

③支給額

月額 50,000 円 年額 600,000 円。

特別な場合を除いて返済の義務なし。

支給年数は最長3年間とします。但し、高等学校を卒業後は、進学する大学の学部を考慮し、再選考する。

(3) 理工系学部所属の国立大学生を対象とした奨学金支給

①対象者

当財団が指定した大学に在学し、学習意欲があり、人物・学業ともに優秀で、かつ心身健康であるが、学費が十分でないと認められる者。

②支給人数

1名程度

③支給額

月額 50,000 円 年額 600,000 円。

特別な場合を除いて返済の義務なし。

支給年数は最長 4 年間とする（なお、修士課程及び博士課程へ進学した者については、引き続き継続して支給）

ただし、奨学生として相応しくないと判断された場合には奨学金の支給を中止する。

(3) 2022 年度採用継続奨学生を対象とした奨学金支給

①対象者

2021 年度に当財団が採用した高校生（大学進学者を含む）及び児童養護施設退所者

②支給人数

高校生（大学進学者を含む） : 37 名

児童養護施設退所者 : 4 名 計 41 名

③支給額

月額 50,000 円、年額 600,000 円